

# 伊予商工会館 使用規程

平成 2年 5月 1日 施行

平成19年 3月29日 全部改正

平成26年 4月 1日 改正

## (目 的)

第1条 この規程は、伊予商工会館会議室の管理及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用申請及び許可)

第2条 伊予商工会館会議室を使用しようとする者は、使用申込書（別紙様式）に、必要事項を記入のうえ使用料を添えて申し込み、許可を受けなければならない。ただし、使用期日から4ヶ月以前の申請については、これを受け付けない。

2 使用時間は、原則として9時から21時までとする。

## (使用の制限)

第3条 次に該当するときは、使用を許可しない。

①公益を害するおそれのあるもの

②即売、販売、興業を目的とするもの。ただし、即売、販売については、事前に承認を受けたときはこの限りではない

③商工会議所の目的に反するもの

④反社会的勢力に該当するもの

上記の反社会的勢力とは、政府が平成19年6月19日付けで取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」の中で示されている暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいう。

⑤その他商工会議所が不相当と認めるもの

## (使用上の心得)

第4条 使用者は、次の事項を守り適正な使用に努めなければならない。

①壁、窓等への貼り紙、打釘、ピン止め、セロテープや糊による貼り付け等を行わないこと

②定められた場所以外で火器を使用しないこと

③所定の場所以外で喫煙はしないこと

④会場準備及び後片付けは、使用者が行うこと

⑤湯茶の接待は、使用者が行うこと

⑥承認を受けないで使用目的の変更や転貸はしないこと

⑦会館の使用にあたっては、常に清潔と機能の保持に努めること

(使用許可の取り消し)

第5条 次に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。この場合、使用者が損害を受けても会議所は、その責めを負わない。

- ①本規程または使用条件に違反したとき
- ②会議所に、緊急やむを得ざる事由が生じたとき

(使用料)

第6条 使用料は、別表の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議所に関係する団体等の使用にあつては、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 使用料は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合は、全部又は一部を返還することが出来る。

- ①10日前までに使用を取り消しの申し出があつたとき
- ②変更等に相当の事由があると認めたとき

(損害賠償)

第8条 会館使用中に建物、付属品、備品等に損害または汚損が生じたときは、使用者がその全責任を負うものとする。

- 2 使用者及び参加者が物品の盗難など損害を被つたときは、使用者の責任において処理するものとする。

附 則 本規程は、平成19年3月29日から施行する。

附 則 第3条、第6条並びに別表の改正規程は、平成26年4月1日から実施する。

(別表)

### 商工会館使用料一覧表

単位:円

会 議 室		2階 会議室	3階 大会議室
面 積		43.07㎡ (13.03坪)	126.54㎡ (38.3坪)
9時～12時	会 員	5,000	10,000
	非会員	6,000	13,000
12時～17時	会 員	6,500	13,000
	非会員	7,800	17,000
17時～21時	会 員	8,000	16,000
	非会員	10,000	21,000
9時～17時	会 員	10,000	20,000
	非会員	12,000	25,000
12時～21時	会 員	13,000	25,000
	非会員	17,000	37,000
9時～21時	会 員	15,000	30,000
	非会員	20,000	45,000
時間割増 (1時間毎)	会 員	1,000	2,000
	非会員	2,000	3,000
特別料金			
土・日曜日・祝日の使用料		所定料金の2割増	
冷暖房料		所定料金の3割増	
宴会使用料		所定料金の2割増	
1 机、椅子、放送設備、湯呑み、湯沸かし等、通常会館に備わっている備品等の貸出料金は、上記会議室使用料に含む。			
2 上記金額に消費税率をかけた金額を使用料とする。			

(別紙様式)

## 伊予商工会館使用許可申込書

年 月 日

伊予商工会議所

会 頭 城 戸 善 浩 様

住 所

申込団体名

代表者氏名

印

(Tel )

伊予商工会館使用規程の規定に従い、使用したいので申請します。

日 時	年 月 日 午前 ・ 後	時から	
	年 月 日 午前 ・ 後	時まで	
使用目的		人 数	人
使用する 会 議 室	2階 会 議 室 3階 大会議室	使用する 備 品	
会場責任者		使用料金	※ 円